



島根県報

平成16年 2月17日 (火)

第 1 547 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|-------------------------------|------------------|---|
| 字の区域の変更 | (市 町 村 課) | 1 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の所在地の変更の届出 | (健康福祉総務課) | 2 |
| 知的障害福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 | (障害者福祉課) | 2 |
| 知的障害福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定 | (") | 3 |
| 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 | (") | 3 |
| 換地計画書の縦覧 (2 件) | (農 村 整 備 課) | 3 |
| 解除予定保安林 | (森 林 整 備 課) | 4 |
| 保安林の指定施業要件の変更 | (森 林 整 備 課) | 4 |
| 漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 | (水 産 課) | 4 |
| 都市計画事業変更の認可 | (都 市 計 画 課) | 5 |

公 告

| | | |
|--------------------------------|------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請に係る縦覧 | (環境生活総務課) | 5 |
| 公共測量の実施 | (用 地 対 策 課) | 6 |
| 都市計画の変更案の縦覧 | (都 市 計 画 課) | 6 |
| 都市計画変更の図書の縦覧 | (") | 6 |
| 都市計画事業の認可 | (") | 7 |
| 更新時講習用地方版テキストの印刷製本に係る一般競争入札の実施 | (警 察 本 部) | 7 |
| 講習用 A V 機器の購入に係る一般競争入札の実施 | (警 察 本 部) | 8 |

特定調達公告

| | | |
|--|------------------|----|
| 島根県立出雲商業高等学校総合実践システム一式の調達に係る一般競争入札の落札者等 | (教 育 施 設 課) | 9 |
| 島根県立出雲工業高等学校 C A D システム一式の調達に係る一般競争入札の落札者等 | (") | 10 |

 告

 示

島根県告示第149号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、鹿島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 4 項の規定による土地改良事業宇出地区施行地域の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡鹿島町大字佐陀本郷字宇出に編入する区域

| 大 字 | 字 | 地 番 |
|------|----|---------|
| 佐陀本郷 | 松崎 | 45の2の一部 |

(ただし上記地番は、平成15年11月18日現在のものである。)

島根県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | | 変 更 年月日 |
|-----------------------------|--------------------------------|----------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| サンキ・ウェル ピィ株式会社 | 広島県広島市西 区商工センター 6丁目1番11号 | 居宅介護支援 事業 訪問介護 | サンキ・ウェル ピィ介護センタ ー松江 | 松江市西嫁島町 3丁目3-3 | 松江市浜乃木6 丁目16-1 | 平成16年 1月15日 |

島根県告示第151号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|--------|----------|----------------|-------------|
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | いこいの家1号棟 | 簸川郡湖陵町大池240 | 平成15年12月26日 |
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | いこいの家2号棟 | 簸川郡湖陵町大池240 | 平成15年12月26日 |
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | いこいの家3号棟 | 簸川郡湖陵町大池240 | 平成15年12月26日 |
| 社会福祉法人 四ツ葉福祉会 | 地域生活援助 | 田町寮 | 松江市北田町67番地26-1 | 平成16年 1月30日 |
| 社会福祉法人 千鳥福祉会 | 地域生活援助 | 小山アパート | 松江市下東川津町173-15 | 平成16年 1月30日 |
| 社会福祉法人 千鳥福祉会 | 地域生活援助 | 中尾アパート | 松江市下東川津町390 | 平成16年 1月30日 |
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | 祭田荘 | 大田市大田町大田1360-2 | 平成16年 1月30日 |
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | れんげ寮 | 大田市川合町川合浅原2476 | 平成16年 1月30日 |

| | | | | |
|-------------------|--------|----------|------------------------|-------------|
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | 第 1 わかば寮 | 邑智郡石見町大字中野 2357 - 1 | 平成16年 1月30日 |
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | ひまわり寮 | 邑智郡石見町大字中野 2425 - 7 | 平成16年 1月30日 |
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 地域生活援助 | 若草寮 | 邑智郡石見町大字中野 2426 | 平成16年 1月30日 |
| 社会福祉法人 いわみ福祉会 | 地域生活援助 | さつきホーム | 那賀郡金城町七条八558 - 14 | 平成16年 1月30日 |

島根県告示第152号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24第 1 項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第15条の31第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

| 経営主体の名称 | 指定した施設種別 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|----------|-------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 | 入所更生（通所） | 光風園 | 簸川郡湖陵町大池550 | 平成15年12月26日 |

島根県告示第153号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|--------|----------------------|---------------|-------------|
| 社会福祉法人 四ツ葉福祉会 | デイサービス | 障害児デイサービスセンター やすらぎの家 | 松江市古志町718 - 1 | 平成16年 1月30日 |

島根県告示第154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成16年 2月 5日付けで県営土地改良事業に係る飯石南地区獅子工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成15年10月 1日付けで県営土地改良事業に係

る鹿足(日原)地区柳工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第156号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯石郡吉田村大字民谷字民谷826 - 8、924 - 25から924 - 27まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第157号

平成16年島根県報第1,542号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を広瀬町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | | | | 不明である通知の相手方 | |
|----------|----|-------------|----------|-------------|----------------|
| 郡名 | 町名 | 大字 | 地番 | 保安林の所有者 | 住所 |
| 能義 | 広瀬 | (冠せず) 布部 | 2791 - 6 | 白根 一 | 米子市夜見町3022 - 4 |

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第158号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成12年島根県告示第116号による保険に付すべき義務は、平成16年2月14日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成16年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市加入区

島根県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

浜田市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 7 年島根県告示第26号浜田都市計画道路事業 3 ・ 4 ・ 11号鏡山大橋片庭町線

3 事業施行期間

平成 7 年 1 月13日から平成19年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 2月 5 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 斐川環境 A M Y ネット21

3 代表者の氏名

荒木敏雄

4 主たる事務所の所在地

簸川郡斐川町大字直江町4774番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、斐川町の自然環境の保護と啓発、子供と自然のふれあい、学術、文化、芸術さらにスポーツの振興事業を行い、もって町民が環境、学術、文化、芸術又はスポーツ振興に対し深く関心を持ち、町の発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年2月17日

島根県知事 澄田信義

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）
 - 2 作業期間
平成16年2月5日から平成16年3月31日まで
 - 3 作業地域
浜田市原井町～那賀郡三隅町地内
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年2月17日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
三隅都市計画道路
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
三隅町大字三隅、古市場、湊浦、向野田
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び三隅町役場
 - 4 縦覧期間
平成16年2月17日から同年3月2日まで
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月17日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成16年 1月30日中国地方整備局告示第6号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成16年 2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大東都市計画道路事業 3・3・2号新庄飯田線
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
大原郡木次町 木次土木建築事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 大原郡大東町大字大東、大原郡大東町大字飯田
 - (2) 使用の部分 なし

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年 2月17日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

- 1 入札の内容
 - (1) 入札の件名
更新時講習用地方版テキストの印刷製本
 - (2) 入札案件の仕様及び数量等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成16年 3月30日
 - (4) 入札方法
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。
 - (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。
- 2 入札参加資格
 - (1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。
 - (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
 - (3) 島根県内に本店又は営業所を有するものであること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警察本部
電話（0852）26-0110 内線2235～2236
 - (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成16年 2月17日から 2月25日までの間（土日、休日を除く）、上記(1)の場所において交付する。
（交付時間は午前9時から午後5時までとする）

(3) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成16年 2月27日 (金) 13時30分から

イ 場 所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室

(4) 開札の日時及び場所

即時開札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成16年 2月17日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

講習用 A V 機器の購入

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年 3月30日

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 島根県の定める「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690・8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年 2月17日から 2月26日までの間(土日、休日を除く)、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は午前 9時から午後 5時までとする。)

(3) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成16年 3月 1日(月) 14時00分

イ 場 所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 入札室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成 7 年島根県規則第83号)第 9 条の規定により公示する。

平成16年 2月17日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 物品等の名称及び数量

島根県立出雲商業高等学校総合実践システム一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育委員会教育施設課県立学校施設係 島根県松江市殿町 1 番地

3 落札者を決定した日

平成16年 2月 3日

4 落札者の氏名及び住所

ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 安宅 淑哉

島根県松江市学園南 1 丁目19番10号

- 5 落札金額
34,545,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成15年12月19日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年2月17日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

- 1 物品等の名称及び数量
島根県立出雲工業高等学校CADシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県教育委員会教育施設課県立学校施設係 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成16年2月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 安宅 淑哉
島根県松江市学園南1丁目19番10号
- 5 落札金額
36,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成15年12月19日